

令和3年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）
「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する研究」班
分担研究報告書

たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討
－ 改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題 －

研究分担者 岡本 光樹 岡本総合法律事務所 弁護士、元東京都議会議員

研究要旨：

2018年7月「健康増進法の一部を改正する法律」が成立し、2020年4月1日に全面施行されたが、依然として受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っており、改正法施行後の残された課題を検討した。

・飲食店に関して、「既存特定飲食提供施設」として猶予措置となる対象が広すぎ（飲食店の7～8割）、法規制の対象（資本金5000万円超又は客席面積100㎡超）が狭すぎる（飲食店の2～3割）という問題がある。また、「喫煙可能室」又は「喫煙目的施設」の違法な運用にも問題がある。法令を改正すべきである。

・議決機関（国会及び地方議会）の喫煙所は法改正の審議時から批判され、改正内容にも、罰則適用にも、課題がある。改めて、立法者が国民に範を示す法改正をすべきであるし、違反に対しては、保健所が罰則を適用すべきである。

・喫煙室への20歳未満の立入り禁止に関して、実効性を強化すべく、管理権原者等への罰則の導入を検討すべきである。

・病院・診療所及び行政機関庁舎の屋外喫煙場所について、「通常立ち入らない場所」という規定に曖昧さの問題があるし、罰則不適用のガイドラインにも課題がある。

・学校等の屋外喫煙場所について、法律を補う条例の実効性は高く、条例制定の検討がなされるべきである。

・家庭内・自動車内の受動喫煙を防止するため、引き続き法律・条例の実効性を高めていくことが課題として残っている。罰則導入はその最たるものとして、全国初の自動車内での罰則付きの喫煙禁止の条例制定も待望される。罰則導入に比べれば弱い、行政による啓発活動も行うべきである。

・路上禁煙条例等の適用外の屋外設置灰皿について、現行法の「配慮義務」以上に一層実効性を高める方策を検討する必要がある。

・近隣住宅間の受動喫煙問題について、筆者2020年度報告書（近隣住宅）に詳しく述べた課題や政策提言がある。

・喫煙所設置か禁煙支援かをめぐって、前者を推進する与党税制改正大綱には問題がある。FCTC たばこ規制枠組条約にそって、そもそも喫煙所設置（たばこ消費の維持）ではなく、禁煙（たばこ消費の減少）を目指すべきである。

・施行後五年経過後の検討では、その時点における加熱式タバコやサードハンドスモーク（残留タバコ化学物質）に関する科学的知見を踏まえ、また、これらに関する各自治体の特色ある条例についても参考にしつつ、検討すべきである。

A. 研究目的

2018年7月18日に国会で「健康増進法」の改正¹が可決・成立し、同月25日に公布され、2020年4月1日に全面施行された。もともと、依然として、受動喫煙防止・受動喫煙対策が不十分な点も残っている。本研究報告書は、残された課題を検討した。

筆者は、厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）「受動喫煙防止等のたばこ対策の推進に関する研究」班 平成30(2018)年度研究報告書²の73頁「東京都受動喫煙防止条例と健康増進法改正の成立」³（以下「筆者2018年度報告書」という。）において、2018年6月成立の「東京都受動喫煙防止条例」及び7月成立の「健康増進法の一部を改正する法律」に至るまでの経緯とそれぞれの内容について調査・検討した上で、他の地方自治体への波及状況について調査し比較検討した。また、法令及び条例を施行していく上での課題として、罰則等の執行体制、助成金・補助金のあり方についても検討・考察した。

また、同上補助金研究事業「受動喫煙防止等のたばこ政策のインパクト・アセスメントに関する

研究」班 令和元(2019)年度分究報告書⁴の159頁「各地の受動喫煙防止条例の制定、並びに、改正健康増進法及び条例の全面施行に向けた取組」⁵（以下「筆者2019年度報告書」という。）において、その後の各地の条例制定に関する比較検討を加えつつ、法律・条例の履行確保に向けた取組、違反に対する住民からの通報受付の先進例、公衆喫煙所整備補助金の問題事例、及び、禁煙外来治療費の助成の広がり等の新たな情報について調査・検討を行った。

同上研究班の令和2(2020)年度研究報告書⁶の143頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 各地の受動喫煙防止条例の内容比較」⁷（以下「筆者2020年度報告書（条例）」という。）において、その後の各地の条例制定に関する比較検討を加えるとともに、また、113頁「たばこ政策導入における法的課題と推進方策の検討 近隣住宅間の受動喫煙問題と解決へ向けた政策提言」⁸（以下「筆者2020年度報告書（近隣住宅）」という。）において、近隣住宅における受動喫煙問題の検討と解決に向けた政策提言を行った。

本研究報告書は、改正健康増進法の残された課題を全体的に検討しつつ、改めて筆者の過年度の報告書を各論的に位置づけ整理した。

¹ 厚生労働省 受動喫煙対策
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

「健康増進法」の新旧対照条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-14.pdf>

「健康増進法」の改正法の条文
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/196-13.pdf>

² 厚生労働科学研究成果データベース (MHLW GRANTS SYSTEM)
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27090>

³ 同上データベース
https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2018/182031/201809001A_upload/201809001A0011.pdf

⁴ 同上データベース

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/27754>

⁵ 同上データベース

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2019/192031/201909021A_upload/201909021A0012.pdf

⁶ 同上データベース

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/146765>

⁷ 同上データベース

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan10.pdf

⁸ 同上データベース

https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202009015A-buntan9_0.pdf

なお、健康増進法の平成三〇年七月二五日法律第七八号の附則（以下、単に「附則」という。）第 8 条には、「政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定する。本研究報告書は、今後その「検討」にも資するものとする。

B. 研究方法

インターネットを利用して、各条例及び各種制度に関する情報収集を行った。（全ての URL の最終アクセス日：2022 年 5 月 21 日）

（倫理面への配慮）

本研究は、既に公開されている情報の分析、検討及び考察に基づくものであり、倫理上の問題は発生しない。

C. 研究結果および考察

改正健康増進法下で、以下の受動喫煙防止が不十分であり、残された課題がある。

1、飲食店

（1）既存特定飲食提供施設

既存飲食店における受動喫煙規制は、健康増進法では、法律上の原則（禁煙又は喫煙専用室設置）と例外（喫煙可能）が逆転してしまっており、飲食店の半分以上が例外措置（喫煙可能な経過措置）になってしまう「ざる法」と批判されていることは、筆者 2018 年度報告書に述べた。

他方、例外的な経過措置は既存飲食店だけで、

「新規店舗はルール通り」禁煙又は喫煙専用室設置が適用され、「日本の飲食店はだいたい 2 年ごとに 2 割弱入れ替わっている」ため、「店が入れ替わっていくうちに禁煙店が増え」、「着実に受動喫煙対策が進むような仕掛け」となっており、「加藤大臣は頭のいい方」という評価もある⁹。

健康増進法上の既存特定飲食提供施設に関する規制は、政治的な妥協が必要であったという観点では、このように評価が分かれるが、受動喫煙防止の観点では、やはり不徹底・不十分と言わざるを得ない。

この点について、立法過程にも遡って、問題点と課題を振り返っておく。

平成 29 年(2017) 3 月 1 日に厚生労働省（当時：塩崎^{やすひさ}恭久厚生労働大臣）が発表した「基本的な考え方の案¹⁰」（以下「塩崎厚労大臣案」という。末尾の図 1）では、「飲食店」は「原則屋内禁煙（喫煙専用室設置不可）」とされ、例外的に 30 m²以下の「小規模のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）」のみ「喫煙専用室が無くても喫煙可」とされた。この例外には「いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。」とされていた。

しかし、その後、政府と自民党との調整が難航し、法案を国会に提出するめどが立たない膠着状態が続いた。結局のところ、自民党たばこ議連に

⁹ 岩永直子「一步引いても後退はさせない 受動喫煙対策、ちゃんと前に進んでいくように仕掛けた仕組み」 厚生労働省健康課長として法律改正に関わった正林督章氏へのインタビュー記事 <https://www.buzzfeed.com/jp/naokoiwanaga/shobayashi-2>

¹⁰ 受動喫煙防止対策の強化について（基本的な考え方の案） <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>

よって、塩崎厚労大臣案は、潰されてしまったといえる。

1年後の2018年3月9日に厚生労働省（加藤勝信厚労大臣）の新たな法案が閣議決定され、その後、改正健康増進法の内容となった。この内容は、既存飲食店について経過措置として大幅な例外を設けた。すなわち、「既存特定飲食提供施設」として、資本金5000万円以下で客席面積100㎡以下の店舗¹¹については、喫煙標識の掲示をしさえすれば喫煙可とできるといった内容である。

国会審議においても強い批判があり¹²¹³、また、

¹¹ 資本金5000万円以下で客席面積100㎡以下は飲食店の7～8割と推察される。規制の原則と例外が逆転している。なお、国は、既に受動喫煙対策を実施している店舗を差し引くことで、経過措置の対象は55%という数値を発表していたが、それでも規制の例外措置の方が半数を上回っている。詳しくは、筆者2018年度報告書。

¹² 松沢成文参議院議員・元神奈川県知事
「神奈川県は百平米以下の飲食店を対象から外して努力義務にしてきたことを大失敗だというふうに思っています。」（参議院厚生労働委員会2018年7月5日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/19607050062026a.html>

「今回の政府案というのは、何と飲食店の半分以上が例外措置になってしまうという、言い方は失礼ですが、ざる法だというふうに思っております。」（参議院厚生労働委員会2018年7月10日）
<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/196/0062/19607100062027a.html>

また、与党自民党の議員からも、次のような批判的意見が述べられた。

自見英子参議院議員

「今回の法案は、一歩前進ではなく〇・一歩前進であるというふうに私は認識をしております。・今回の法律案は、いわゆるゴールにたどり着いたと言うには程遠い内容だということは政府としても十分に確認している」（参議院厚生労働委員会2018年7月5日）上記URL

¹³ 衆議院及び参議院で次の附帯決議が付された。
「一、既存特定飲食提供施設に係る特例措置については、法施行後できる限り速やかに、当該施設における受動喫煙防止措置の実施状況に関する実態調査等を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。」

与党議員からも批判されていた。詳しくは、筆者2018年度報告書、筆者の日本禁煙学会雑誌《特別寄稿¹⁴》等に述べた。

こうした状況下で、東京都、千葉市、大阪府、秋田県、埼玉県において、飲食店の罰則適用の対象を拡大して健康増進法を補う条例が制定されている。詳しくは、筆者2018年度報告書、筆者2019年度報告書、及び筆者2020年度報告書（条例）に述べた。

東京都の条例は、都民からも高い評価を受けており¹⁵、望ましい対策と考えられる。

こうした条例がまだ無い地域は、飲食店の罰則対象を拡大する条例制定を検討すべきであり、引き続き課題が残されているといえる。

他方、こうした条例が制定された地域においても、飲食店の受動喫煙問題が全て解決したと手離しに喜ぶことはできない状況がある。

こうした条例の効果を減殺してしまう以下（2）（3）の、健康増進法による抜け道が、脱法的にあるいは違法に用いられていることが懸念される。

「八 F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」（参議院では、十一項）

¹⁴ 日本禁煙学会雑誌

https://www.jstage.jst.go.jp/article/jstc/13/4/13_49/_pdf-char/ja

¹⁵ 「受動喫煙に関する都民の意識調査」の「8 東京都の受動喫煙防止条例の取組についての評価」の調査結果は次のとおり。

「良い取組・やや良い取組だと思う」 令和3年度：91.9% 令和2年度2回目：87.5% 同左1回目：87.2% 令和元年度2回目：84.4% 同左1回目：85.0%

※喫煙者で「良い・やや良い」と評価している割合は 令和3年度：76.8% 令和2年度2回目：73.8% 令和2年度1回目：72.9% 令和元年度2回目：63.8% 同左1回目：63.0%

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kit-suen/sanko/index.html>

(2) 喫煙可能店

条例や法律の要件を満たさないにもかかわらず（東京都・千葉市・埼玉県等の条例下：従業員がいる。他の地域：客席 100 m²超）、「喫煙可能」を掲示している飲食店が見受けられる。

都条例制定時には、「従業員がいない」飲食店は 16.3%と推計¹⁶されていたが、法律・条例全面施行後の東京都の実態調査では喫煙可能店が 20.9%（令和 2 年度 用紙送付調査）あるいは 14.5%（令和 3 年度郵送調査）と高い割合の結果が出ている¹⁷（末尾の図 2）。「従業員がいる飲食店」であるにもかかわらず、違法に「喫煙可能」を標榜している店が存在していることが懸念される。

これは条例違反であるから、保健所は、適切に指導し、必要に応じて罰則を適用すべきである。

なお、喫煙可能室を設置した場合は、施設の管理権原者は、厚生労働省令である健康増進法施行規則の附則 2 条 6 項に基づき、保健所に届け出るものとされているが、これは法律に基づく義務ではなく、省令に基づくもので、罰則はない。実効性を高めるため、届出懈怠の罰則の導入（法律改正）も検討すべきである。

(3) 喫煙目的店

特に東京都のような条例の制定下では、健康増

¹⁶小池知事「知事の部屋」／記者会見（平成 30 年 4 月 20 日）

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2018/04/20.html>

¹⁷ 東京都福祉保健局 「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」結果について

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kit-suen/sanko/insyokutentaisaku/conclusion02.html>

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kit-suen/sanko/insyokutentaisaku/conclusion03.html>

進法の「喫煙目的施設」を悪用して、条例による規制を潜り抜けようとする店が存在しているように見受けられる。特に、一般的な居酒屋が「喫煙目的施設」を掲げて客に喫煙させているのを、しばしば見かける¹⁸。

都が行った実態調査の結果としては、「喫煙目的施設」の割合は、飲食店の 3.1%～5.9%であった（末尾の図 2）。これらの自称「喫煙目的施設」のうち、どれくらいの割合が真に法律上の要件を満たしているのか不明である。

健康増進法が定める、飲食店の「喫煙目的施設」の要件は、次のとおり。

健康増進法施行令（政令）第 4 条 2 号

「施設を利用する者に対して、たばこを販売する者によって、対面によりたばこを販売し、当該施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。）を行うものであること。」

喫煙を主たる目的とするバー、スナック等が想定されており、

¹⁸ 毎日新聞 2019/11/6 東京都原則禁煙あと半年、飲食店が「シガーバー」衣替え 規制対象外狙い <https://mainichi.jp/articles/20191106/k00/00m/040/032000c>

朝日新聞デジタル 受動喫煙の規制逃れ？ バーやスナック、例外施設に移行 2020 年 3 月 29 日 <https://www.asahi.com/articles/ASN3Y2JLFN3RUTIL03X.html>

Yahoo!ニュース 改正健康増進法「ザル」の目～喫煙目的室とは何か 石田雅彦 2020/4/3(金) <https://news.yahoo.co.jp/byline/ishidamasahiko/2020-04-03-00171286>

日本経済新聞 飲食店「原則禁煙」に抜け穴？ 健康増進法の例外 2020 年 8 月 6 日 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO62220610T00C20A8100000/>

- i. たばこの対面販売（出張販売を含む。）
 - ii. 喫煙場所提供を主たる目的とし
 - iii. 通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く。
- が要件である。

平成 31 年 2 月 22 日付け厚生労働省健康局長通知 健発 0222 第 1 号¹⁹には、次の解釈が示されている。

・「対面販売」とは、たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 22 条第 1 項の製造たばこ小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は第 26 条第 1 項の出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいい、自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しない

・「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パン類を除く。）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものであるが、主食の対象は各地域や文化により異なるものであることから、実情に応じて判断する

「喫煙目的施設」悪用の問題点を分類すると、以下の 3 つの態様が考えられる。

①上記 i. の要件である、たばこ事業法の「小売販売業許可」も「出張販売許可」も受けていないにもかかわらず、勝手に「喫煙目的店」を掲示している場合

<対策>

¹⁹ 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf>

これは違法であるから、保健所は、適切に指導し、必要に応じて罰則を適用すべきである。もつとも、「出張販売許可」を受けているかいないかについて、保健所や外部の者からは外形的に容易には分からないと言う問題がある。

少なくとも、前述の健康増進法施行規則（厚生労働省令）に基づく喫煙可能室の届け出と同様に、健康増進法施行規則を改正して、喫煙目的室についても保健所への届出（又は許可申請、後述）を義務づけるべきである。

②タバコ小売店が当該飲食店を出張販売先として「許可」を受けているが、タバコ小売店がほとんど来ず、実際には、タバコの「対面販売」がほとんど行われていない場合

<解釈>

まず、上記 i. の要件、タバコの対面販売について、政令条文の読み方として、対面販売していることが要件なのか、タバコの対面販売を「主たる目的」として営業することが要件なのか、条文が不明瞭に思われるが、前記健康局長通知では「たばこの対面販売をしており」と前者に解されている。

次に、この要件は、対面販売が常時行われていることが必要なのか、頻度などについて何も規定されていないために、要件が曖昧で、問題がある。すなわち、出張販売「許可」だけ受けて、実際には、タバコの「対面販売」が時々しか行われていないような場合、要件該当・非該当の判定が困難である。

東北財務局理財部理財課が公表している文書²⁰によれば、「出張販売先で、自動販売機により販売

²⁰ たばこ小売販売業の許可を受けた皆様へ
<https://lfb.mof.go.jp/tohoku/content/000010306.pdf>

活動を行う場合以外は、小売販売業許可名義人が自ら販売活動を行う必要があります。」とされている。これを前提にすれば、タバコ小売店が当該飲食店を出張販売先として「許可」を受けた場合、タバコの「対面販売」はあくまでタバコ小売店が自ら販売しなければならず、飲食店が代わりにタバコを販売することは、たばこ事業法上、違法と考えられる。そうすると、タバコ小売店の者が出張販売先の飲食店において自ら対面販売する必要があり、常駐か否か、その頻度、実態として「たばこの対面販売をしており」に該当するか否かが問題になり得るわけである。

他方、東京都福祉保健局のホームページにはこれと真逆の解釈²¹が示されている。

「出張販売先の飲食店との業務委託契約を結び、・・たばこ屋さんが直接対面販売をしなくても、飲食店（シガーバー等）での販売が可能です。ただし、この形態でたばこを販売する場合は、出張販売にかかる委託契約を適切に行い・・」とあり、飲食店が代わりにタバコを販売することを許容している。上記東北財務局の公表文書とは真逆の解釈を示している。

<対策>

上記のとおり、「対面によりたばこを販売し」という健康増進法施行令（政令）の要件は、非常に曖昧であるから、この点は同施行令を改正して、より明確化を図るべきである。

また、「出張販売」の委託販売を許容するか否かについて、たばこ事業法に関する解釈も、矛盾・混乱が見られるので、統一されるべきである。

²¹ 東京都福祉保健局 新制度に関するよくあるお問合せ QA54
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kyo/kosshian_FAQ9.html#QA54

③上記 ii.の要件である「喫煙場所提供を主たる目的とし」に該当せず、又は、上記 iii.の要件である「主食を主として提供する」の除外規定に該当するのに「出張販売許可」を受けて喫煙目的施設としている場合

<解釈>

この点、厚生労働省も東京都も問題視しており、次の内容が公表されている。

厚労省 「飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず²²」

東京都福祉保健局 「一般的な居酒屋やレストラン等『食事の提供を主目的とする飲食店』は含まれません²³」と明記された。

同上²⁴ 「飲食や遊技等、喫煙以外の行為を主な目的とする施設は喫煙目的施設に該当せず、喫煙目的室を設置することはできません。」

「■ ご注意ください！」

一部の業者が、「たばこの出張販売の許可をとれば喫煙目的施設になれる（＝全ての客席で喫煙ができる店のままでいられる）」などの説明とともに、出張販売の手続きを代行するなどして、飲食店に、喫煙目的施設となることを勧めているという例が、複数報告されています。

上記のとおり、飲食や遊技等を目的とした施設は、喫煙目的施設に該当しません。たばこの出張

²² 厚生労働省 なくそう！望まない受動喫煙。マナーからルールへ 各種喫煙室早わかり

²³ 新制度に関するよくあるお問合せ QA52
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kyo/kosshian_FAQ9.html#QA52

また、QA56 も同旨。

²⁴～受動喫煙防止対策に関する飲食店の皆様へ～
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kyo/file/mokutekishisetsutyuuikanki.pdf>

販売の手続きを行えば喫煙目的施設になれるものでもありませんので、ご注意ください。出張販売の許可は、喫煙目的施設の許可ではありません。

東京都福祉保健局保健政策部健康推進課事業調整担

このように、一般的な居酒屋は喫煙目的施設に該当しないとの解釈が、行政により示されているが、他方で、一部の業者がそれとは異なる解釈（「居酒屋は喫煙を主目的としている」「居酒屋は主食を提供することもあるが、主として提供しているわけではない」「出張販売の手続きさえ行えば喫煙目的施設になれる」など）を示して、行政解釈とは異なった運用も横行しているようである。

<対策>

この点も、やはり「主たる目的」「主食」「主として提供」などの文言が曖昧であるがゆえに、解釈に幅が生じてしまい、また、曖昧さゆえに、保健所による罰則適用も困難になっていると考えられる。この喫煙目的施設の要件は、非常に曖昧で問題があるから、当該施行令を改正して、より明確化を図るべきである。

また、喫煙目的施設の要件に該当しているか否かについて、保健所による事前の判断はなされず、事後的な判断も情報収集が困難という制度の仕組みも問題である。喫煙目的施設の要件該当性を、事前に保健所が判断する許可制等に法律改正すべきである。現行法令下では、先にも述べた通り、喫煙可能室が健康増進法施行規則（厚生労働省令）に基づく届出義務があるのに比べて、喫煙目的室は届出義務すらない。保健所が喫煙目的室について察知することができないまま、一部の業者による行政解釈と異なった実務運用が横行していることは非常に問題がある。

(4) 小括

以上述べたように、健康増進法の「既存特定飲食提供施設」は、そもそも法規制の対象が狭すぎる（資本金 5000 万円超又は客席面積 100 m²超は飲食店の 2～3割）という問題があることに加えて、「喫煙可能室」又は「喫煙目的施設」の違法な運用という問題がある。適切に法令を改正すべきである。

改正健康増進法の附則 8 条に基づく施行後五年経過後の検討では、この点は、よく検討される必要がある。

2、議決機関

(1) 国会

前述の平成 29 年(2017) 3 月 1 日の塩崎厚労大臣案（末尾の図 1）では、「官公庁」は「屋内禁煙（喫煙専用室も設置不可）」とされていた。

しかし、1 年後の 2018 年 3 月 9 日に厚生労働省（加藤勝信厚労大臣）の閣議決定後の内容及び続く法改正では、「行政機関の庁舎」は「第一種施設」（法 28 条 5 号）として「敷地内禁煙」ただし「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」（施行規則 15 条 2 項 2 号）に「特定屋外喫煙場所」（法 28 条 13 号）を設置可能とされ、他方、国会や地方議会などは「第二種施設」として、屋内に「喫煙専用室」が設置可能とされた（法 29 条 1 項）。

この点も、法改正時、国会審議²⁵において強い批判があったところである（末尾の別紙参照）。

²⁵衆議院及び参議院で次の附帯決議が付された。

「八 F C T C 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」（参議院では、十一項）

結局、加藤厚労大臣の改正法案が可決された。

衆参両院の事務局によると国会内（議員会館も含む）の喫煙専用室は、計79か所残ったと報道²⁶されている。

そればかりか、「喫煙専用室」ではない議員会館内の議員の部屋でも、改正健康増進法に違反した喫煙がなされている実態が大きく報道され、国会議員の遵法意識も問題視された。報道内容及び著名人の問題提起について、末尾の別紙参照。

国会における議員自らの喫煙場所は残すような法律を制定しつつ、その法律すらも守れない国会議員が存在している。

この点、千代田区保健所による罰則適用はなされていない。

法改正の内容も、罰則適用についても、課題が残った。国会における喫煙所は、法改正の国会審議時から批判され、大いに問題視されていたものであり、改めて、立法者が国民に範を示す法改正をすべきであるし、違反に対しては、保健所が罰則を適用すべきである。

(2) 地方議会

地方議会も、改正健康増進法において「第二種施設」として屋内に「喫煙専用室」設置可能とされたために、屋内禁煙・敷地内禁煙とするか、屋内喫煙所を設置するかは、各議会の判断に委ねられることとなった。

屋内又は敷地内を全面禁煙とした議会が多いが、

議会棟に屋内喫煙所を設置することに拘泥して、紛糾している自治体も存在する。

日本禁煙学会・子どもに無煙環境を推進協議会の調査²⁷によれば、改正健康増進法が全面施行された2020年4月1日までに

・全国の市区議会（東京の特別区、政令・中核市を含む）では、815の市区議会のうち、795市区議会（97.5%）が「屋内全面禁煙」以上（=敷地内禁煙を含む）で、「屋内に喫煙室有り」の市区議会は20市区議会（2.5%）

・都道府県議会では、47のうち、半数強の26議会（55%）が「屋内全面禁煙」以上だったということである。

すなわち、市区議会では、「屋内全面禁煙」が圧倒的多数であるが、都道府県議会では半数強にとどまり、屋内喫煙所を存続する都道府県議会も根強く残っている。また、議員による法律違反の喫煙も報じられている²⁸。

筆者と同じ研究班の、産業医科大学の大和浩教授及び姜英 講師による2022年3月1日時点の調査結果²⁹によれば、47都道府県議会の内、20議会（43%）で屋内喫煙所が残っている。県庁所在市では47市議会の内5議会（11%）で、東京23区では23区議会の内1議会（4%）で、政令市では20市議会の内1議会（5%）で、屋内喫煙所が残っ

²⁷ 全国の市（区町村）議会、都道府県議会の「屋内全面禁煙」の状況
<https://notobacco.jp/pslaw/gikaikinenjokyo1911shichoson.htm>

²⁸ 議会に「喫煙専用室」が残っている／撤去された都道府県市区議会の報道

<https://notobacco.jp/pslaw/gikaikitsuenshitsu20.html>

²⁹ 自治体・職域における喫煙対策を推進するための資料 ～改正健康増進法の全面施行の効果～
http://www.tobacco-control.jp/documents/220303_Leaflet_.pdf

²⁶ 読売新聞 改正健康増進法は全面施行だが、国会内には専用室…永田町の喫煙対策は煙ったまま
2021/02/19 05:00
<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210218-OYT1T50156/>

ている。

地方議会についても、前述の国会と同様の問題が残っている。

3、喫煙室への20歳未満の立入り禁止

喫煙専用室、加熱式たばこ喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室などについて、いずれも改正健康増進法は、「管理権原者等は、二十歳未満の者を・・・立ち入らせてはならない。」としており（法33条5項、35条7項、附則2条、附則3条）、この点は、客・従業員ともに適用されるが、違反があった際には指導によって改善を図るとするだけで、罰則がない。

この点は、実効性³⁰を強化すべく、管理権原者等への罰則の導入を検討すべきである。

4、病院・診療所及び行政機関庁舎の屋外喫煙場所

(1) 病院・診療所の屋外喫煙場所

前述の平成29年(2017)3月1日の塩崎厚労大臣案（末尾の図1）では、「医療施設」は「敷地内禁煙」とされていた。

2018年3月9日の厚生労働省（加藤勝信厚労大臣）の閣議決定後の内容及び続く法改正では、「病院、診療所」は、「第一種施設」（法28条5号イ）として「敷地内禁煙」、ただし「施設を利用する者

³⁰ 参議院では次の附帯決議が付された。

「十、従業員が望まない受動喫煙に遭わないようにするため、労使でしっかり話し合い、必要な措置が講ぜられるよう取り組むとともに、管理権原者等が二十歳未満の者を喫煙可能な場所・空間に立ち入らせることのないよう、実効性ある措置を講ずること。」

が通常立ち入らない場所」（施行規則15条2項2号）に「特定屋外喫煙場所」（法28条13号）を設置可能とされた。

この点、都内某病院が屋外に設置した喫煙場所に関して、患者から筆者に、当該喫煙場所は「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」ではないので撤去を求める旨の相談が寄せられたことがあった。

その後、保健所とも繰り返し折衝した結果、当該喫煙所は撤去されたとのことであった。

問題となる事例は、さほど多く無いとは思われるが、「通常立ち入らない場所」との規定が曖昧であり、課題がある。問題が生じている事例では、保健所による積極的な指導が期待される。

なお、本条は、法律条文上は罰則が適用され得るが、厚労省が各自治体に送付した令和元年7月8日付「改正健康増進法の施行業務に係るガイドライン（例）」では、罰則を適用せず、「本項目は、立入検査による指導・助言で対応終了」とされている。

そもそも「通常立ち入らない場所」という規定の曖昧さの問題があるし、罰則不適用にも課題がある。

(2) 行政機関庁舎の屋外喫煙場所

「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）も「第一種施設」（法28条5号ロ）として同様の問題・課題がある。

練馬区役所の特定屋外喫煙場所に関して、同区民から、当該喫煙場所は車イス利用者等が来庁時に通るスロープ通路と近接しており、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」ではないとして

撤去を求める旨の相談が寄せられたことがある。

「通常立ち入らない場所」に関して、具体的な距離要件が定められていないため、通常利用することのない場所か否かをめぐって³¹、区側と区民との間で解釈の相違が見られた。

5、学校等の屋外喫煙場所

これも同様に塩崎厚労大臣案（末尾の図1）では、「小中高」の学校は「敷地内禁煙」とされていた。

しかし、改正法では、「学校、児童福祉施設」は「第一種施設」として「敷地内禁煙」ただし「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」（施行規則15条2項2号）に「特定屋外喫煙場所」（法28条13号）を設置可能とされた³²。

この点、東京都をはじめ、いくつもの自治体で、学校を敷地内禁煙とする条例が制定されている。たとえば、東京都受動喫煙防止条例9条4項「保育所並びに幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校並びにこれらに準ずる施設として規則で定めるものの管理権原者は、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならない。」

この点は、罰則がない努力義務でも、公立学校

では条例がよく守られるだろうから、条例の実効性は高いと考えられる。

いまだ条例が無い地域においては、引き続き条例制定の検討がなされるべきである。

6、家庭内・自動車内

改正健康増進法において、家庭や屋外においても「望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない」という「配慮義務」（法27条）が新設・導入されたことは一歩前進であるが（詳しくは、筆者2018年度報告書）、罰則がなく、実効性が弱い点が、引き続き残された課題である³³。

未成年・子どもに焦点をあてた条例として、東京都、福山市、大阪府、名古屋市、寝屋川市、山形市、福島県、兵庫県がある（筆者2019年度報告書、筆者2020年度報告書（条例））。その中でも、東京都の条例³⁴は、受動喫煙から守るべき場面を具体的に規定している（家庭等、家庭外、自動車内、公園等、学校等周辺、小児医療施設周辺）。また、兵庫県は、未成年が同乗する自動車内の喫煙に罰則導入を検討していた。「何人も、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅の居室内、これらの者と同乗する自動車の車内」等において、「喫煙をしてはならない。」との禁止規定が設けられた。

しかし、いずれも罰則は実現せず、このような条例は一定の啓発効果は期待できるが、実効性は

³¹ 厚労省「改正健康増進法の施行に関するQ&A」3-1
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf>

³² 衆議院及び参議院で次の附帯決議が付された。
「四、第一種施設のうち学校等子どもが主に利用する施設については、特定屋外喫煙場所の状況等の実態調査を行い、その結果に基づき、子どもの受動喫煙が生じることのないよう、敷地内完全禁煙の実施の可能性について早期に検討すること。」

³³ 参議院で次の附帯決議が付された。
「九、・・・家庭における受動喫煙の機会を減少させるための取組や、妊産婦や未成年者の喫煙をなくすための取組を進めること。」
³⁴ 東京都子どもを受動喫煙から守る条例
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kit-suen/kodomojourei/291013_tokyotokoho.pdf

あまり強くなく、また、制定から年数が経つにつれて認知度や啓発効果も低下してしまうことが考えられる。行政による効果的な啓発活動を継続的に行うべきである。

家庭内・自動車内における受動喫煙を防止するための法律・条例の実効性を高めていくことが引き続き課題として残っている。罰則導入は実効性を高める最たるものとして、全国初の自動車内の罰則付きの喫煙禁止の条例制定も待望される（なお、海外の法制等について、筆者 2018 年度報告書）。

7、屋外に設置された灰皿

前述のとおり、改正健康増進法において、屋外や家庭内にも及ぶ「配慮義務」が新設・導入されたことは一歩前進であるが、罰則がなく、実効性が弱い点が、引き続き残された課題である。

路上禁煙の条例が数多く制定されているが、条例対象外の「路上」以外の私有地敷地内等の屋外（コンビニ・タバコ販売店・飲食店など店頭や行政保有地など）に設置された灰皿についてもトラブルが起きており、訴訟になった例も複数存在する。

訴訟提起によって相手（被告）が灰皿を撤去し、実質的に功を奏している事例もあるが、撤去や慰謝料の損害賠償を請求して棄却（敗訴）判決となっている事例も存在する。

現行法の「配慮義務」以上に、一層実効性を高める方策を検討する必要がある、残された課題である。

8、近隣住宅間の受動喫煙

近隣住宅間の受動喫煙問題に関しても、屋外や家庭内にも及ぶ「配慮義務」が新設・導入されたことは一歩前進であるが、罰則がなく、実効性が弱い点が、引き続き残された課題である。

筆者 2020 年度報告書（近隣住宅）に詳しく述べた。当該報告書では、裁判例の事案及び判決について検討し、また、解決策について検討し、立法及び行政上の提言を述べた。海外では集合住宅での喫煙の法規制が進んでいる。それらも参考に、我が国でも、立法上や行政上の措置がとられるべきである。

○禁煙マンション・禁煙アパートの普及

○国土交通省「マンション標準管理規約コメント」における周知・啓発

○立法又は条例による以下の制度又は罰則

- ・地方自治体における相談窓口の設置、行政から喫煙者及び管理組合等に助言・指導・勧告など行う仕組み

- ・区分所有の集合住宅の管理組合に、喫煙トラブル対応の努力義務を導入

- ・管理規約等又は賃貸借契約書等に違反した喫煙に対して行政罰などを提言した。

9、喫煙所設置か禁煙支援か

自由民主党・公明党の税制改正大綱³⁵には、次の内容が記述されている。

- ・令和元年 12 月 12 日付「令和 2 年度税制改正大

³⁵自民党 令和 2～4 年度 税制改正大綱
<https://www.jimin.jp/news/policy/140786.html>
<https://www.jimin.jp/news/policy/200955.html>
<https://www.jimin.jp/news/policy/202382.html>

綱」

「今後の地方たばこ税の安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が積極的に屋外分煙施設等の整備を図るよう促す」

・令和2年12月10日付「令和3年度税制改正大綱」 同旨のため引用略。

・令和3年12月10日付「令和4年度税制改正大綱」

「今後の地方たばこ税の継続的かつ安定的な確保の観点から、地方たばこ税の活用を含め、地方公共団体が駅前・商店街などの公共の場所における屋外分煙施設等のより一層の整備を図るよう引き続き促す」

上記大綱は、タバコの消費を継続・維持するために、たばこ税を活用して、喫煙所を設置することを地方公共団体に求めているが、これは、一般財源の「たばこ税」を「目的税」のように捉える考え方に問題があるだけでなく、そもそも「たばこの使用」の「減少」を「目的」とする「たばこ規制枠組条約」(FCTC)第3条に明らかに反する。

たばこ税に対する考え方として、FCTC6条2項(a)の「たばこの消費の減少を目指す保健上の目的に寄与するため、たばこ製品に対する課税政策及び適当な場合には価格政策を実施すること。」にも、反している。

政府(財務省)の税制改正大綱には、上記与党税制改正大綱のような記述は見られず、政府は必ずしも与党のような考え方を採用している訳ではないと思うが、これによる影響を受けた地方自治体や地方議会もあり、与党税制改正大綱には問題がある。

たばこ規制枠組条約にそって、そもそも喫煙所

設置(たばこ消費の維持)ではなく、禁煙³⁶(たばこ消費の減少³⁷)を目指すべきである。

10、加熱式タバコやサードハンドスモーク(残留タバコ化学物質)について

加熱式タバコへの規制を加重する条例(兵庫県、山形県、秋田県、豊橋市、多治見市)やサードハンドスモーク(残留タバコ臭・化学物質)に言及する条例(東京都、福山市、福島県)など、特色ある条例が制定されている(筆者2020年度報告書(条例)の末尾別表及びファクトシート)。

衆議院及び参議院で次の附帯決議が付されている。

「三、指定たばこについては、WHOでは紙巻きたばこと同様の扱いであることに鑑み、指定たばこによる受動喫煙が人の健康に及ぼす影響に関する調査研究を一層推進し、可能な限り早期に結論を得て、その結果に基づき、必要な措置を速やかに講ずること。」(参議院では、冒頭37文字が無い。)

また、残留タバコ化学物質に関しては、参議院で次の附帯決議が付されており、残留タバコ化学物質も「受動喫煙」対象に含まれる解釈がとられ

³⁶ 健康増進法改正時に衆議院及び参議院で次の附帯決議が付された。

「六、第二次健康日本21で示された成人の喫煙率の目標の確実な達成に向け、喫煙をやめたい人への禁煙支援等のたばこ対策の一層の推進を図る」(参議院では九項)

³⁷ 健康増進法改正時に参議院で次の附帯決議が付された。

「十三、受動喫煙防止対策により、結果として喫煙率の低下及びたばこ消費量の減少が考えられることから、たばこ関連産業で働く労働者の雇用等を注視し、その状況を見極め必要な対策を講ずること。」

ている。

「六、喫煙可能店から禁煙店への変更を行うに当たっては、当該施設内が受動喫煙の生じない環境にあることを確認することができるよう、受動喫煙が生じない状態に至る状況を条件ごとに調査研究すること。」

附則8条に基づく施行後五年経過後の検討では、その時点における加熱式タバコやサードハンドスモーク（残留タバコ化学物質）に関する科学的知見を踏まえ、また、上記の条例についても参考にしつつ、検討すべきである。

D. 結論

改正健康増進法施行後も残された受動喫煙対策の課題を検討した。

1、飲食店に関して、「既存特定飲食提供施設」については法規制の対象が狭すぎるという問題がある。また、「喫煙可能室」又は「喫煙目的施設」の違法な運用にも問題がある。法令を改正すべきである。

2、議決機関（国会及び地方議会）の喫煙所は法改正の審議時から批判され、改正内容にも、罰則適用にも、課題がある。改めて、立法者が国民に範を示す法改正をすべきであるし、違反に対しては、保健所が罰則を適用すべきである。

3、喫煙室への20歳未満の立入り禁止に関して、実効性を強化すべく、管理権原者等への罰則の導入を検討すべきである。

4、病院・診療所の屋外喫煙場所について、「通常立ち入らない場所」という規定に曖昧さの問題があるし、罰則不適用のガイドラインにも課題がある。

5、学校等の屋外喫煙場所について、法律を補う条例の実効性は高く、条例制定の検討がなされる

べきである。

6、家庭内・自動車内の受動喫煙を防止するため、引き続き法律・条例の実効性を高めていくことが課題として残っている。全国初の自動車内での罰則付きの喫煙禁止の条例制定も待望される。

7、路上禁煙条例等の適用外の屋外設置灰皿について、現行法の「配慮義務」以上に一層実効性を高める方策を検討する必要がある。

8、近隣住宅間の受動喫煙問題について、筆者2020年度報告書（近隣住宅）に詳しく述べた課題や政策提言がある。

9、喫煙所設置か禁煙支援かをめぐって、前者を推進する与党税制改正大綱には問題がある。FCTC たばこ規制枠組条約にそって、そもそも喫煙所設置（たばこ消費の維持）ではなく、禁煙（たばこ消費の減少）を目指すべきである。

10、施行後五年経過後の検討では、その時点における加熱式タバコやサードハンドスモーク（残留タバコ化学物質）に関する科学的知見を踏まえ、また、これらに関する各自治体の特色ある条例についても参考にしつつ、検討すべきである。

E. 健康危険情報

なし

F. 研究発表

1. 書籍発表

（共著）横浜市医師会医学シリーズ「タバコに関する諸問題・最新の知見」～東京2020に向けて～ 岡本光樹『東京都の取り組み』

2. 学会発表

・第15回 日本禁煙学会学術総会（大分）2021年10月16日 大会長指定特別講演Ⅱ 岡本光樹「受動喫煙ゼロの環境をつくるために～改正健康増進法および各地の条例を踏まえて～」

・第31回 日本禁煙推進医師歯科医師連盟学術総会（静岡市）2022年2月26日 シンポジウ

ム1 「受動喫煙対策推進のために」 岡本光樹
「座長のことば」

3. 寄稿

タバコ問題首都圏協議会 World No Tobacco Day
(世界禁煙デー) 記念イベント 2020 in Tokyo 予
稿集 「法令で変わる？タバコ事情！～公共施
設・職場・レストランでは？」 岡本光樹『東
京から全国へ受動喫煙防止条例の波及状況と
新型コロナウイルス感染症による喫煙環境の
変化』

[http://nosmoke-shutoken.org/wp-content/uploads/2020/
05/a14347bde3273d3965af2a6e44dea2c6.pdf](http://nosmoke-shutoken.org/wp-content/uploads/2020/05/a14347bde3273d3965af2a6e44dea2c6.pdf)

G. 知的財産権の出願・登録状況

なし

図 1

受動喫煙防止対策 施設類型ごとの取扱い（各国比較）

未定稿

厚生労働省案

施設の類型	基本的な考え方の案 (東京) 2020年夏季	中国 (北京) (北京) 2008年夏季	カナダ (バンクーバー) 2010年冬季	英国 (ロンドン) 2012年夏季	ロシア (ソチ) 2014年冬季	ブラジル (ブラジリア) 2016年夏季	韓国 (ソウル) 2018年冬季	米国 (ニューヨーク) (ニューヨーク) 2018年冬季	フランス	ドイツ (ベルリン)
小中高	敷地内禁煙	敷地内禁煙【注2】			敷地内禁煙		敷地内禁煙【注3】		敷地内禁煙	敷地内禁煙
医療施設							屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)			
大学、運動施設	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
官公庁										
劇場等のサービス業施設、事務所（職場）	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
ホテル、旅館（客室を除く）										
食堂、ラーメン店等	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 【注1】(●㎡以下)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
居酒屋等										
飲食店	原則屋内禁煙 (喫煙専用室設置可) 【注1】(●㎡以下)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)
バー、スナック等										
バス、タクシー	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)	原則 屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置も不可)
鉄道、船舶	原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)									原則 車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

【注1】小規模（●㎡以下）のバー、スナック等（主に酒類を提供するものに限る）が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店（食堂、ラーメン店等）は含まない。
 また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の掲示と換気等の措置を義務付ける。
 【注2】児童病院等以外の医療機関では屋外に喫煙コーナーを設置可。
 【注3】建物の屋上や各施設の出入口から10m以上離れている場所には喫煙室を設置可。
 【注4】喫煙可であることの表示義務、18歳未満の者の立入禁止といった要件がある。

※ 国によって、施設区分における対象外施設や例外を設けている。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000153190.html>より

図2



厚生労働省 受動喫煙対策 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
 令和2年度「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」結果について
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/sanko/insyokutentaisaku/conclusion02.html>
 令和3年度「飲食店における受動喫煙防止対策実態調査」結果について
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/sanko/insyokutentaisaku/conclusion03.html>

別紙

法律改正時における「官公庁」「行政機関」「国会」等をめぐる議論

衆議院 厚生労働委員会 平成 30 年 6 月 13 日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X02820180613>

初鹿明博（立憲民主党）

「行政機関に責務を課すことを決めるのは国会じゃないですか。決めた当事者である国会はその責務の対象から外しますよ、規制の対象から外しますよというのは、私は国民感情からしていかなものかなと思いますよ。国会はきちんと行政機関と同じような扱いにしないとやはりおかしいと思いますし、先ほど、未成年者も含めているんな人が利用するのが行政機関だ、そういう答弁だったと思いますが、国会だって、たくさんの方が来ますよね。毎日毎日、未成年者、修学旅行で来ませんか。来ていますよね。そして、それだけじゃありませんよ。皆さん方の議員会館の部屋を、がん患者の方とか、受動喫煙に対して本当に配慮しなければならぬような方も要請に回るわけじゃないですか。そういう方々が来る施設であるということを考えたら、私は、この国会こそ率先して、受動喫煙対策をとるために全面禁煙をするべきだと思います。それが、やはり国民に対して姿勢を示すということになるんだと思うんですよ。大臣、違いますか。」

衆議院 厚生労働委員会 平成 30 年 6 月 15 日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X02920180615>

初鹿委員（立憲民主党）

「当初の塩崎案ですと、屋内全面禁煙の施設の中に官公庁が含まれていたんですね。ところが、今回提出された案ですと、それが行政機関という呼び方によって変わっていて、ここ国会が屋内全面禁煙ではなくて喫煙室を設けることができる施設の類型の方に、ある意味格下げになっているんです。

私は、これは非常に問題だと思っておりまして、国民の皆さんに禁煙をお願いをする、そういう法律をつくる立場の国会議員が、自分たちは吸える場所を残したというのはいかなものかなと。本来国民に範を示すべき我々が、まさに国民に模範を示せなくなっているのではないかと感じているんです」

「国民に禁煙をお願いする立場の国会議員こそ範を示すべきであるのに、みずからの喫煙場所を確保するというのでは、国民に示しがつきません。

子供を受動喫煙から守ると言いながら、敷地内禁煙の学校でも、屋外での喫煙場所の設置を認めていることも看過できるものではありません。

以上、政府案については、受動喫煙対策としては全く不十分であるという反対の理由を申し述べました。」

衆議院 本会議 平成 30 年 6 月 19 日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605254X03920180619>

池田真紀（立憲民主党）

「昨年の塩崎前厚労大臣の時代の案では、官公庁は屋内全面禁煙でありました。今回の法案では、官公庁は行政機関と書きかえられ、立法府であるこの国会は喫煙スペースを設けることが可能とされています。

この点について、驚くべきことが起きました。何と、厚生労働委員会ががん患者当事者の参考人を国会にお招きした六月十五日、その控室に灰皿が二つもあったのです。

がん患者である天野参考人は、大変驚きました、これでよいのかと思いましたがと言い、産業医でもある黒澤参考人は、私がこの産業医なら、即時喫煙所を撤去するよう責任者に意見を申し上げるとお答えになりました。

国民に禁煙をお願いする立場の国会議員こそ、範を垂れるべきです。これでは国民に示しがつきません。」

参議院 厚生労働委員会 平成 30 年 7 月 5 日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119614260X02620180705>

藤井基之（自由民主党）

「どうして国会議事堂内がいわゆる一種でないだろうか。あるいは裁判所も」

福島みずほ（社会民主党）

「行政官庁と国会って、基本的に同じなのではないか、いろんな人が行き来するという点では同じではない

かと。なぜ違えるのかというのがよく分かりません。」

薬師寺みちよ（無所属クラブ）

「行政機関の庁舎のみを第一種施設として位置付けて、国会及び裁判所の施設については第二種施設として異なる扱いをしていること、これは大変問題かと思っております。役所は全面禁煙にする、それを私どもが押し付けているにもかかわらず国会には喫煙専用室設置を認めるというものは、私は理解ができないと思っております。昨年の厚生労働省の案は、国会や裁判所の施設も含む官公庁となされておりまして。やっぱり、なぜそこで変更がなされてしまったのか。私が一番心配しているのは、国会議員が何か動いたからこそこういう案が変わってきたのではないかと思われるところです。」

松沢成文（希望の党）

「受動喫煙防止法を制定する立法府については、特に率先して受動喫煙防止対策に取り組むべき責務を有していると考えべきであり、行政機関よりも緩い規制とすることは適当ではないと考えています。隗より始めよの精神の下に、国民の皆様や民間事業者の皆様に厳しい規制や対策をお願いする以上、国会こそが率先して範を示すべきだと考えています。国会のみが優遇されるような制度では国民の支持も得ることはできない」

参議院 厚生労働委員会 平成 30 年 7 月 10 日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119614260X02720180710>

三原じゅん子（自由民主党）

「せっかく子供が参議院を傍聴できるというふうになったにもかかわらず、公共施設としての国会の取扱いが甘いと言わざるを得ませんし、学校において屋外の喫煙場所の設置を許すという点に至っては、私の理解を超えております。」

東徹（日本維新の会）

「第一種施設に位置付けられているのは国及び地方公共団体の行政機関の庁舎だけで、国会や裁判所の施設というのは、これは第二種施設になっております。多くの方が利用するという点では、国会や裁判所と行政とでは何もこれ変わらないわけでありまして。むしろ、ふだんもそうですが、また夏休みに入ったりとかすると国会にはたくさんの小学生が、ふだんからもそうですが、見学に来ている子供たち、よく目にいたします。」
「こういった法律を作る国会議員こそが率先して厳しい受動喫煙をやっていくべきだということはやっぱりそのとおりだと思うんですね。」「何か国会議員だけが特権のようにたばこ吸えるというのは、これは国民から見たときにやっぱりおかしいというふうに思われますよね。加藤大臣、国会の中こそ、屋内で喫煙場所を設置して認めるのではなくて、やっぱり屋内も絶対駄目だと、厳しいことをやるべきだというふうに思うんですが、加藤大臣、いかがなんでしょうか。」

片山大介（日本維新の会）

「国会こそが率先して範を示すべきでありますし、国会が優遇を受けるような制度にしてしまっただけでは国民の信頼とか支持を得ることはなかなかできないのではないかと思います。我々はこういう厳しい案にしました。」

別紙

国会議員の議員会館における違法喫煙をめぐる報道内容及び著名人の問題提起

橋下徹（弁護士・元大阪府知事）

国会議員、議員会館の自室で喫煙 健康増進法に違反（北海道新聞）

➡これが事実なら、議員て何のためにいるんだろ？・・・お前らは特権階級か！役所が禁煙ならまず議員こそが禁煙だろ！

https://twitter.com/hashimoto_lo/

2020年8月14日午後3:21

音喜多 駿（参議院議員）

国会議員が自室内で違法喫煙？法改正で国会・地方議会は全面禁煙（喫煙室設置不可）にすべきでは

2020年8月14日 23:55

<https://otokitashun.com/blog/daily/24084/>

松沢しげふみ（当時参議院議員）

国会議員の違法喫煙が発覚！「国民への背信」「例外が最大の間違い」 “敷地内完全禁煙化、申し入れ”
2020.10.28

<https://www.matsuzawa.com/2020/10/4614/>

子どもに無煙環境を推進協議会

国会議事堂の喫煙環境状況、要請関連の報道

<https://notobacco.jp/pslaw/kokkaijokyo.html>

国会に喫煙「特権」 スペース 80 カ所 愛煙家議員ら圧力 規制が骨抜き
(2019/10/14 配信 北海道新聞)

<https://notobacco.jp/pslaw/hokkaido191014.html>

国会議員、会館自室で喫煙 健康増進法に違反

(2020/8/14 配信 北海道新聞)

<https://notobacco.jp/pslaw/hokkaido200814.html>

国会議員の違法喫煙NO、ネットで批判拡散 調査求める声 動かぬ与野党幹部

(2020/8/23 配信 北海道新聞)

<https://notobacco.jp/pslaw/hokkaido200823.html>

受動喫煙撲滅機構

国会議員の法律違反喫煙に、芸能人も苦言 “受動喫煙の被害がどういうものか分かってらっしゃるのか”

2020年8月28日

https://www.tabaco-manner.jp/cate_news/13998/

読売新聞 2021年02月19日

改正健康増進法は全面施行だが、国会内には専用室…永田町の喫煙対策は煙ったまま

「国会は議決機関」喫煙専用室79か所

<https://www.yomiuri.co.jp/politics/20210218-OYT1T50156/>

